

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年6月30日

新型コロナ作業部会確認 令和3年6月30日

事業名 コロナ対策費

案件名 TO ホテルにおけるホテル滞在に係るコロナ対策支援業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		組織委員会が受入れ責任者としてTO等の滞在を支援する必要があるため、組織委員会が全体をマネジメントしながら、一元的に実施した方が効率的かつ効果的であると考えます。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	競技運営に不可欠な技術役員（TO等）が円滑に業務を遂行するために必要な委託であり、大会の成功には必須である。	
	効率性	当業務委託の作業内容及びそれに係る日数・人数等が必要最小限となるように組織委員会が精査している。	
	納得性	発注予定先は、滞在環境整備業務も担っており、ホテル環境の知見や経験則に基づいた適切な人員体制の構築やコスト削減が期待できる。また、類似案件等と比較し、各単価の妥当性を組織委員会が確認している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。 また、V5予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	